

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

| |
|--|
| 地方公共団体名【 滋賀県 】 |
| 令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題 |
| <p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>○メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市教育委員会担当者 ・県教育委員会5名 ・県国際協会1名 <p>○連絡協議会(年間2回実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進め方、情報交換、日本語の習得や適応指導等における現状と課題等の交流、「特別の教育課程」による日本語指導の在り方および外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLAの効果的な活用についての協議、効果的な指導方法等の研究成果の共有。 |
| <p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施する当該市教育委員会との連携を図り、事業を円滑に進めるために開催した。 ・県教育委員会が事業の進め方等について指導を行うとともに、情報交換、成果と課題等の交流を行った。また、有識者(大学教授)による帰国・外国人児童生徒教育について助言を受けるなどして、取組の充実を図った。 ・県教育委員会の外国人児童生徒教育担当指導主事より、本県の帰国・外国人児童生徒等の現状と課題、県内の帰国・外国人児童生徒教育の状況や取組等について説明を行い、現状や課題等について共有、周知した。 ・「外国人児童生徒等の受入れや指導体制のために工夫していること」をテーマに、グループ交流を行った。各学校や市町における取組の実践交流や課題等について交流し、共有した。 <p>(2)学校における指導体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を活用している6市2町において、それぞれ指導体制の構築を図った。また、県として、日本語指導が必要な児童生徒に対して、「特別の教育課程」による指導の実現が行えるよう、対象児童生徒数に応じた教員を適切に配置することで、県内に支援が行き届く体制の整備を行った。 ・県内の外国人児童生徒担当教員(教員加配・基礎定数による教員)の協議会をもつことにより、地域の中核を担う担当教員の自覚を促し、研修の成果を域内の小・中学校および義務教育学校へ広めるよう指導を行った。 <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会において、大学教授から「特別の教育課程」についてお話をいただき、理解を深めた。また、県教育委員会の担当者により、「特別の教育課程」の実施には「個別の指導計画」の作成が必要であることや、設置管理者が各学校の「個別の指導計画」の作成を管理すること、および実施計画書と実施報告書を作成し提出することを説明した。 ・「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況調査を行い、各校の学校における実施状況の把握に努めた。 ・「日本語指導」に係る「特別の教育課程」編成・実施計画および実施報告の写しの提出を設置管理者に求めた。 <p>(4)成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会で県内の帰国・外国人児童生徒の現状と、日本語指導が必要な児童生徒に対する取組や成果について周 |

知を図った。また、本事業を活用している市町以外の担当者の参加もあり、グループ交流の中で、本事業を実施している市町担当者が実践報告等を行うことで、帰国・外国人児童生徒教育の取組や成果を共有し、広めることができた。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・コロナ禍において、困難な状況におかれやすい外国人児童生徒等および急な転入や一人在籍等の市町、支援員対応が難しい地域の外国人児童生徒等への支援として、対象児童生徒の在籍が少なく、支援員対応が難しい市町に対する支援として、母語支援員(ポルトガル語等)の派遣を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

<成果>

・大学教授による講演により、日本語指導の方法について具体的に話を聞くことができ、外国人児童生徒等への支援の充実に向けて、また、本事業を推進する上で、御示唆をいただいた。
・県教育委員会の外国人児童生徒教育担当指導主事より、本県の帰国・外国人児童生徒等の現状と課題、県内の帰国・外国人児童生徒教育の状況や取組等について説明を行うことで、現状や課題等について共有、周知することができた。
・県教育委員会の外国人児童生徒教育担当指導主事より、「令和3年度外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」の内容について伝達をしたので、外国人児童生徒等に対する教育行政の最新の動向、受入れや指導体制、文科省「JSL カリキュラム」等について周知することができた。
・各学校や事業実施市町における取組の実践交流や課題等について交流することで、学習支援に向けた母語支援員の派遣や家庭訪問など保護者へのサポート体制、適切な日本語指導教材の選択等の実践を具体的に共有することができ、各学校や各地域での指導や支援の方法を見直すきっかけとすることができた。

<課題>

・外国人児童生徒には、背景の多様化による様々な課題があるため、学校での多文化共生教育の取組が必要であるが実際は担当者が校内で孤立し、悩みを共有することが難しいところがある。担当者どうしがつながり合い、各校内での外国人児童生徒支援を拡充するための手立てを共有する場の設定、共有するための方策が必要である。
・個に応じた適切な支援を進めるため、日本語能力の測定方法についての研修を重ねていくことが必要である。

(2) 学校における指導体制の構築

<成果>

・本事業を活用している6市2町において、それぞれ指導体制の構築を図った。また、県として、日本語指導が必要な児童生徒に対して、「特別の教育課程」による指導の実現が行えるよう、対象児童生徒数に応じた教員を適切に配置することで、県内に支援が行き届く体制の整備を行った。

<課題>

・指導体制の中に日本語指導や母語による学習支援等は定着しているが、対象となる児童生徒の母語の指導体制についても具体的な形で構築するよう、各市町に指導していく必要がある。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

<成果>

・大学教授による講演や県からの説明により、「特別の教育課程」や「個別の指導計画」についての理解を深め、各校における「特別の教育課程」による日本語指導の適切な実施に向けての方向性を示すことができた。
・「特別の教育課程」による日本語指導における設置管理者の役割について周知することができた。

<課題>

・多数の外国人児童生徒が在籍している学校では、担当教員が不足していることや授業時数が多いことから、全ての児童生徒に「特別の教育課程」を実施することができていない現状がある。
・学習評価を踏まえ、学級担任と日本語指導担当教員が連携して、指導計画の見直しを行うことが大切であるが、新規に担当する教員も多いことから、今後も引き続き、研修会で、指導計画を適切に作成するための

演習等を実施していく必要がある。

(4) 成果の普及

<成果>

- ・連絡協議会で県教育委員会外国人児童生徒教育担当指導主事より、本県の帰国・外国人児童生徒等の現状と課題、県内の帰国・外国人児童生徒教育の状況や取組等について説明を行うことで、現状や課題等について共有、周知することができた。
- ・本事業を活用している市町の担当者間で協議を行うことで、市町間の連携を促進することができた。また、連絡協議会には、本事業を活用している市町以外の担当者の参加もあり、グループ交流の中で、本事業を実施している市町担当者が実践報告等を行うことで、帰国・外国人児童生徒教育の取組や成果を共有し、広めることができた。

<課題>

- ・日本語指導担当教員が一つの学校で継続して担当することが少なく、県や市町教育委員会が実施している外国人児童生徒に向けての取組を知らずに一人で困っている教員や、DLAを用いた子どもの見取りから、「特別の教育課程」を実施する一連の流れについて知識を有していない教員が多くいるという現状がある。今後も継続して、DLAや個別の指導計画の作成について周知を図り、外国人児童生徒教育推進に向けて効果的な指導を図ることができるような研修の実施や、日本語指導担当教員が実践等を交流する機会を確保していく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

<成果>

- ・対象児童生徒の在籍が少なく、支援員対応が難しい市町(1市2町)に一定期間派遣を行うことで、当該児童生徒や保護者の不安を取り除き、安心して学校生活を送れるよう対応ができた。

<課題>

- ・多言語化が進んでいる市町も増えてきており、対応できる支援員の確保が課題である。対応できる人材について、市町間や関係機関等との情報共有が必要であると考えます。

| | 幼稚園等 | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 | 高等学校 | 中等教育学校 | 特別支援学校 |
|------------------------|-------|-----------------|-----------------|--------------|-------|--------|--------|
| 本事業で対応した幼児・児童生徒数 | (人園) | 751 人 (57校) | 297 人 (25校) | 13 人 1 校) | (人校) | (人校) | (人校) |
| うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数 | | 467 人 (50校) | 153 人 (23校) | 13 人 1 校) | (人校) | (人校) | (人校) |

4. その他(今後の取組予定等)

○連絡協議会の実施

- ・高校進学を希望する児童生徒をどのようにサポートしていくか、日本語指導とともに基礎的な学力の向上を図る必要がある。そのためには、小中学校が連携を図っていく必要がある。

○日本語能力測定方法の活用

- ・各校で実施した測定方法の成果と課題を共有し、実施率の向上に向けて協議会を重ねていく。また、測定し日本語能力の見取りから適切な指導につなげる研修を計画する。

○「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・担当者だけでなく、全校体制で「特別の教育課程」による日本語指導の実施を図ることを周知していく。

○成果の普及

- ・本事業実施市町や国際協会と連携を図りながら、日本語指導担当教員だけでなく、その他の教員や支援員などへ研修の対象者を拡大していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。